

2016年アマチュア資格規則について

JGA 規則委員会アマチュア資格規則部会の方針

2016年はゴルフ規則書の改訂年です。そしてプレーの規則だけでなく、アマチュア資格規則も改訂されます。アマチュア資格規則の目的は、アマチュアゴルフをプロフェッショナルゴルフと区別し、アマチュアゴルファーを金銭的利益のためではなく、ゴルフゲームへの挑戦と精神に集中させることにあります。したがって、この規則の多くはアマチュアゴルファーが私的便宜や金銭的利益を受けることを禁止しています。

その結果、アマチュアリズムを守る一方で、厳しい規則はゴルフの発展の弊害となっているという意見があることは私達も理解しています。また、現在の情報化社会においてアマチュアが自己の氏名・肖像が宣伝・広告に利用されないようにコントロールすることがとても難しくなっていることも事実です。特に、日本ではゴルフトーナメントが盛んで、最近では多くの強いアマチュアがプロトーナメントにも参加していますし、多くのゴルフメーカーや企業など、アマチュアゴルファーを取り巻く環境も他国に例をみないものです。このような特別な状況のすべてをアマチュア資格規則が扱っているわけではありません。

しかし、ゴルファーとして規則の規定を順守することは当然であり、規則を順守する精神が曖昧になってしまうとすれば、アマチュアだけで競技を行うというアマチュア競技の根幹が崩れてしまうことになります。また、プロが行うべきことをアマチュアが行った場合、プロフェッショナルゴルファーの職域を侵害することにもなります。

規則はアマチュア資格規則に反したプレーヤーを取り締まり、直ちにそのプレーヤーのアマチュア人生を奪うためにあるわけではありません。うっかりアマチュア資格規則に反した行為をしてしまったプレーヤーには、注意、勧告をしてそのプレーヤーが引き続きアマチュアゴルファーとして続けられるようにします。その一方で、私達は、規則を軽視し、規則違反を積極的に行っているプレーヤーについては、他のすべてのアマチュアゴルファーの利益を守るために、規則に基づく措置をとらなければなりません。

アマチュア資格を保持したいプレーヤーには引き続きアマチュア資格規則の順守と、この規則の目的へのご理解をいただきますようお願いいたします。

(公財)日本ゴルフ協会
規則委員会
委員長 林 孝 之

2016年規則改訂の要点

規則 3-1.b. チャリティーのための賞金

アマチュアゴルファーは、その主催者が事前に統轄団体の承認をまず得ることを条件に、賞金やそれと同等のものが広く認められたチャリティーに寄付されるイベントに参加することができる。(規則の目的と精神に反した行為-規則 7-2 参照)

アマチュアは賞金のためにプレーをすることができないことは従来の規則と変わっていません。この新しい規則は、アマチュアが競技においてチャリティーに寄付することを前提に賞金を獲得できる地位となることを可能にするためのものです。ただし、アマチュアゴルファーは実際にはその賞金を受けることはできませんし、税金等の優遇を受けることもできません。例えば、アマチュアが賞金のあるトーナメントで 2 位となった場合、その 2 位に与えられる賞金をそのまま主催者がチャリティーに寄付できます。アマチュア本人は実際には賞金は受け取れませんし、チャリティーを寄付する人にもなれません。

主催者が、アマチュアが賞金を獲得できる順位に入った場合にその賞金をチャリティーに寄付するという競技を開催したい場合は、事前に JGA に申請をし、承認を受けることが必要となります。申請を考えられている主催者の御担当者は JGA 事務局までご相談下さい。また、この規則に関するガイドライン(別紙)もご参照下さい。

規則 4-3. ゴルフ関連費用

アマチュアゴルファーは、競技ではないゴルフ関連活動のために、実費を超えない合理的な費用を受け取ることができる。

例外：アマチュアゴルファーは、直接的であろうと間接的であろうと、プロフェッショナル・エイジェント(規則 2-2 参照)や、統轄団体によって決定される他の類似の団体から費用を受け取ってはならない。

注：規則に規定されている場合を除き、ゴルフの手腕や名声のあるアマチュアは費用の出所について宣伝や広告をしてはならない(規則 6-2 参照)。

ゴルフ競技のための競技費用は、規則で認められる場合を除き、原則として第三者から受け取ることができないことはこれまでの通りです。新しい規則 4-3 では**ゴルフ関連費用**(競技ではないゴルフ関連活動のための費用)であれば実費を超えない合理的な費用を受け取ることができます(企業や営利団体から費用の負担を受けてはならない)。競技費用とゴルフ関連費用の違いの例は次の通りです。

規則 4-2. 競技費用(規則で認められる場合以外は受け取ってはならない)の例

- ・ エントリーフィー
- ・ プレーフィー
- ・ キャディーフィー
- ・ 会場への交通費
- ・ 宿泊費

規則 4-3. ゴルフ関連費用(受け取ることができる)の例

- ・ レッスン代
- ・ ゴルフ用具(衣類を含む)
- ・ 倶楽部会費
- ・ ゴルフプレーのための医療費(例：理学療法)

注 1：この規則の例外に規定されている「類似の団体」には、企業や営利団体が含まれ、それらから費用の支払いを受けてはなりません。この規則に基づき、費用の支払いが認められる団体の例には地区ゴルフ連盟、都道府県競技団体、ジュニア基金、スポーツ財団等が挙げられます。

注 2：教育機関の教育的助成金や奨学金からの費用の支払いは認められます。

規則 6-2. 宣伝・広告・販売 (一部抜粋)

この規則では、たとえ支払いや報酬を受け取らなかったとしても、アマチュアゴルファーは、宣伝、広告、販売をすることによって、あるいはその宣伝、広告、販売のために第三者によって自分の氏名や肖像が利用されることを許可することによって、私的な便宜を受けたものとみなされる。

この規則に関する解釈はこれまでと変わりませんが、報酬を得ていなかったとしても、氏名・肖像を宣伝・広告・販売に利用した場合は、私的な便宜を受けたものとみなされ規則違反となることが追記されました。

手腕や名声のあるアマチュアは無報酬であったとしても氏名・肖像を広告等に利用することはできません。

規則 9-2.b. 復帰待ち期間

違反期間が1年多く設定され次のようになりました。

違反期間	復帰待ち期間
6年未満	1年
6年以上	2年

以上

個人競技の競技費用(規則 4-2)についてのガイドライン

規則 4-2. 個人競技の競技費用

アマチュアは原則として個人競技への競技費用を第三者から受け取ることはできません。ただし、ジュニアがジュニアに限定された競技にでる場合は例外として第三者から競技費用を受け取ることはできます。また、団体戦についてはその団体から競技費用を受け取ることができます

したがって、例えば、ジュニアゴルファーが日本ジュニアに参加する場合は競技費用を第三者から受け取ることはできますが、日本アマに参加する場合の競技費用は第三者から受け取ることはできません。また大学生が日本学生ゴルフ選手権に参加する場合の競技費用は第三者から受け取ることはできません。

この解釈は来年以降も変わりませんが、2016 年より個人競技の競技費用を 1 試合につき 30,000 円を超えない範囲であれば、その実費を第三者から受け取ることを認めることといたします。

競技費用のガイドライン

アマチュアゴルファーは競技費用として1競技につき 30,000 円を超えない範囲で実費を公的な団体や、基金に負担してもらうことができる。

注 1：公的な団体とは、各ゴルフ連盟、協会や地方自治体など。

注 2：教育機関の教育的助成金や奨学金からの支出は認められる。

注 3：基金はジュニア基金、スポーツ財団の類で非営利組織のものなど。

注 4：企業や営利団体等から費用を負担してもらうことはできない。

この 30,000 円を超えない範囲の実費を受け取るに際し、事前に当協会への申請・承認は不要ですが、この規則に関して紛議が生じた場合に、このガイドラインの範囲内で費用を受け取っていたことが証明できるよう各自で支出元や領収書等を管理しておくことが勧められます。紛議が生じた場合に、規則を順守していることを証明できない場合、当委員会は規則 8 に基づいた措置をとることになります。

以上

アマチュアゴルファーの成績に基づき、賞金が広く認められたチャリティーに寄付される ゴルフイベントの主催者のためのガイドライン(裁定 3-1b/1)

規則 3-1b のチャリティーのための賞金の規則に基づいて JGA が主催者にアマチュアゴルファーの成績に基づき、賞金をチャリティーに寄付することを認めるかどうかについては下記裁定のガイドラインに従って裁定をすることになります。

JGA はアマチュアリズムの尊重と、プロの職域の保護の観点から、この規則に基づいて認められるチャリティーとは大規模災害等など例外的な状況に対して全国規模で広く行われるものに限定すべきであると考えています。

裁定 3-1b/1

一般的に、アマチュアゴルファーはマッチ、競技またはエキシビションにおいて、賞金または同等のもののためにゴルフをプレーしてはならない。しかしながら、規則 3-1b に基づき、主催者がまず前もって統轄団体の承認を得ることを条件に、アマチュアゴルファーは賞金または同等のものが広く認められたチャリティーに寄付されるイベントに参加することができる。

主催者はそのイベントがプレーされる国の統轄団体から前もって承認を得なければならない。統轄団体はそのイベントの提案された競技の条件(詳細な賞金の内訳と関連するチャリティーを含む)の提出を要求することができる。

特定のイベントが規則 3-1b に基づく承認のための資格があるかどうかについては統轄団体の該当する委員会の決定事項である。そしてその統轄団体がこの件に関してかなりの決定権を持つ。しかしながら、以下の要件に合致した場合にのみイベントを承認することができる。

1. 主催者はその競技の前に、アマチュアゴルファーの成績に基づく賞金を受け取る権利のある慈善団体を特定しなければならない。
2. 賞金を受け取る権利のある慈善団体は、その競技が開催される法域においての法律や税法に定められているように広く認められたチャリティーでなければならない。
3. すべての他の賞は規則 3 に適合していなければならない。
4. アマチュアゴルファーは、慈善団体に支払われた賞金から直接的であろうと間接的であろうと、いかなる利益(例：税優遇)も受けてはならない。

規則 3-1b に基づいて承認されたすべてのイベントは参照番号(例：R3-1b 承認/1/2016)を付与されるべきで、その番号をすべての広告媒体と参加申込書に掲載すべきである。

以上

定義「手腕や名声のあるアマチュアゴルファー」のガイドライン

手腕や名声のあるアマチュアはその氏名・肖像をいかなる宣伝・広告に利用したり、利用させたりしてはなりません(規則 6-1)。この規則に基づき、手腕や名声のあるアマチュアは報酬を受けたかどうかに関らず、宣伝・広告に氏名、肖像を利用することはできません。

「手腕や名声のあるアマチュアゴルファー」については下記の通り定義されています。

アマチュアゴルファーが「ゴルフの手腕や名声」を有しているかどうかの判断は、統轄団体の決定事項である。

一般的に次の場合にのみアマチュアゴルファーはゴルフの手腕を有していると一応考えられる。

- (a) アマチュアゴルファーが国、地区レベルの競技に優勝するか、あるいは国や地区、都道府県のゴルフ協会や連盟の代表に選ばれた場合。
- (b) エリートレベルで競技をした場合。

ゴルフの名声はゴルフの手腕を通じてのみ得られるものであり、そのような名声は、プレーヤーのゴルフの手腕が統轄団体によって決められた基準に該当して以後 5 年間は継続するものとみなされる。

今回、JGA ではこの手腕や名声のあるアマチュアゴルファーの従来のガイドラインを修正し、上記定義に基づいて判断することを原則とし、下記のガイドラインとすることを決定いたしました。このことにより、プレーヤー自身が手腕や名声のあるアマチュアなのかどうかについて規則の定義を参照することによって確認することが容易となるでしょう。以下は定義の解釈のガイドラインの一例です(これらに限られない)。

(a)に該当するプレーヤー：

日本選手権の優勝者、日本パブリックアマ、全国高校選手権、地区アマ選手権の優勝者、都道府県アマ選手権の優勝者、JGA ナショナルチームのメンバー、国民体育大会の代表選手

※日本選手権、地区アマ選手権、都道府県アマ選手権には中学生、高校生、大学生、シニア(ミッド、グランド含む)の選手権も含まれますが、小学生に限定された競技は含まれません。

(b)に該当するプレーヤー：

日本オープンや、ツアー競技でプレーした経歴のあるプレーヤー

※ 新しい解釈は遡及的に効力が発生するものとします。

以上

手腕や名声のあるアマチュアゴルファーの TV 等への出演(規則 6-3)に関するガイドライン

6-3 会合などへの出席・出演

ゴルフの手腕や名声のあるアマチュアゴルファーは、会合などへ出席・出演することによって、直接的であろうと間接的であろうと、支払い、報酬や私的な便宜を受けたり、金銭的な利益を得るためにその手腕や名声を利用してはならない。

例外：ゴルフ競技やエキシビションとは無関係であることを条件に、ゴルフの手腕や名声のあるアマチュアゴルファーは会合などへの出席や出演に要した実費を受け取ることができる。

この規定は、例えば手腕や名声があるアマチュアゴルファーが TV に出演し、報酬や私的な便宜を受けることを禁止しています。この規定の「私的な便宜」とは、出演したことによりプレーヤーが何らかの利益を得ることを意味しており、仮に無報酬で出演したとしても、プレーヤーがそれにより有名になるといった利益を得る場合も違反となることを意味しています。したがって、手腕や名声のあるアマチュアゴルファーは、金銭的な報酬を得なかったとしても、TV 等へ出演することが認められません。しかし、次の条件を満たせば、TV 等への出演が認められます。

- ・ゴルフの技術を披露しないこと
- ・いかなる宣伝・広告もしないこと
- ・出演に際して報酬を得ないこと
- ・技術指導をしないこと

認められない例

- ・TV のために企画されたエキシビションでのプレー
- ・レッスン番組

認められる例

- ・トーク番組やクイズ番組(ゴルフの技術を披露したり言及しないこと)
- ・普段の生活や練習風景などのドキュメンタリー番組(その番組のために特別に技術を披露しないこと)

※これらの場合は規則 6-3 例外に基づき、出演に要した実費を受け取ることができる。

なお、昨今、アマチュアプレーヤーの活躍や、ゴルフがオリンピックゲームになるという背景から、アマチュアゴルファーの活躍を TV で紹介したいという企画が多くなってきています。上記規則によりアマチュアゴルファーの出演が制限されることがゴルフ普及活動への妨げとなっているとの意見があることは理解しておりますので、特定の利益の為ではなく、ゴルフの発展に資すると JGA が判断した場合、規則 6-2 例外の主旨に基づき、例外的に上記ガイドラインの外に出演を承認する場合があります。

以上

手腕や名声のあるアマチュアゴルファー 用具(規則 6-2 注 1)についてのガイドライン

規則 6-2

注 1: 手腕や名声のあるアマチュアゴルファーは、広告に一切関与しないことを条件に、ゴルフ用具を扱う者から用具を受け取ることができる。

規則 6-2 例外では手腕や名声のあるアマチュアゴルファーがゴルフメーカー等から用具の提供を受け取るとを認めています。この場合、裁定 6-2/10 の解釈に基づき、プレーヤーが 1 年間に受け取る用具の量は次のとおりに制限されます。なお、モニターとしての用具の受け取りは下記数量に含まれます。

- (1) クラブ
種類に関係なく、合計で 14 本まで。
- (2) 球
24 ダースまで。
- (3) ゴルフシューズ
1 足まで。
- (4) レインウェア
1 セットまで。
- (5) 傘
1 本まで。
- (6) ゴルフウェア
種類に関係なく、10 着まで。
- (7) 帽子
1 着まで。
- (8) 手袋
12 着まで。

ゴルフ関連用具は上記に限られませんが、この規則の目的に反するほど多量の用具を受け取ったり、積極的にメーカーに用具を要求したり、受け取った用具を転売するなど、重大な違反があった場合、規則 8 に基づいた措置をとることになります。

以上